

- (仮称)石巻市蛇田土地区画整理事業
- 1 全般的事項  
(1) 事業計画地は三陸縦貫自動車道石巻河南インターチェンジに面し、計画地内を地域幹線道路が通るなど、自動車交通の影響を受ける地域となることから、土地利用に当たっては樹林を主体とした地域の緑化、特に幹線道路沿線の緑化を検討すること。  
(2) 造成工事は、水田、畑地等に外部から土砂を大量に搬入して盛土する計画であることから、土砂の搬入等による周辺への影響を低減するよう配慮するとともに、できるだけ他の事業等からの発生土の活用について検討すること。また、事業区域周辺には小学校や中学校があることから、事業区域に出入りする工事車両の通行に際しては、交通安全の確保について十分配慮すること。
  - 2 工事の防止に係る事項  
(1) 大気汚染に関する予測及び評価において、事業所に設置される固定発生源についても考慮して検討するとともに、発生する負荷の低減に努めること。  
(2) 工事に伴い発生する騒音及び粉じんについては、その防止対策を確実に実施し、周辺の住宅や保育所等への影響を最小限に抑えるよう配慮すること。また、造成後の粉じん対策についても検討すること。  
(3) 工事中及び供用後の大気質や騒音について、事後調査により状況の把握に努め、必要に応じて環境保全対策の見直しを行うこと。また、工事中の粉じんについては、影響が大きくなると予想される冬季を中心にモニタリング調査の頻度を増やすこと。  
(4) 工事に伴い発生する濁水については、降雨時の監視体制を整備し、環境保全目標の達成が困難な状況が認められる場合には、新たな環境保全対策を講ずること。  
(5) 事業計画地内の掘削予定地の一部の土壌でヒ素濃度が環境基準値に近い値を示していることから、盛土材として利用するに当たっては施工方法を検討すること。  
(6) 事業計画地は、供用後の圧密による残留沈下や不等沈下、建物構築による沈下等の恐れのある軟弱地盤であることから、適切な環境保全対策を講ずること。
  - 3 自然環境の保全に係る事項  
(1) 緑地等の整備に当たっては、地域の代表的植生である湿生植物・水生植物を含めた自生種や表土の活用を図ること。  
(2) 多様な動植物の生息、生育環境となるようなビオトープの創出を図ること。特に、水辺環境のビオトープについては、既存の水路等や新たに整備する水路等の活用を検討するとともに、公園等に新たに創出する場合には必要な水量を確保できるよう整備計画を検討すること。  
(3) ビオトープの創出や貴重な動植物種の移植について、整備計画、移植計画及び維持管理計画等を具体的に記述すること。また、事後調査を実施し、当初想定した効果が得られないことが明らかになった場合には必要な対策を講ずること。  
(4) 現地調査により生息が確認されたメダカについては、事業区域やその周辺における生息状況を踏まえ、工事中や供用後における環境保全対策を講ずること。
  - 4 その他の事項  
(1) 良好な景観と緑空間の創出を図るため、街路樹を積極的に植栽するなどして、公園や調整地等を結び、緑地の連続性の確保に努めること。  
(2) 雨水に関する下水道計画については、上流側への逆流等のおそれがあることから、雨水の排除が適切に行われるよう、下水道管理者と協議し、必要な安全対策を講ずること。  
(3) 評価書の作成に際しては、分かりやすい説明や表現を用いること。また、予測及び評価については、その具体的な根拠を明記するとともに、動植物については環境影響要因を踏まえた記述とするよう見直すこと。